

◎ 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案新旧対照表

○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）（附則第二項関係）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（一般職給与法の特例） 第九条 この章の規定の施行の日から国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日の前日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。			（一般職給与法の特例） 第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。		
俸給表	職務の級又は号俸	割合	俸給表	職務の級又は号俸	割合

2 ～ 5 [略]	[略]
	[略]
	[略]

2 ～ 5 [略]	[略]
	[略]
	[略]

○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（附則第二項関係）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第十六条 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日 の前日までの間においては、裁判官に対する報酬の支給に当たっては、報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定による報酬を含む。）から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 一 五 〔略〕 2 〔略〕	附 則 第十六条 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、裁判官に対する報酬の支給に当たっては、報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定による報酬を含む。）から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 一 五 〔略〕 2 〔略〕

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（附則第二項関係）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第十条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日の前日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たっては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 一 六 〔略〕 2・3 〔略〕	附 則 第十条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たっては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 一 六 〔略〕 2・3 〔略〕

○ 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）（附則第二項関係）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例） 第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日の前日までの間（次条及び附則第四条において「特例期間」という。）においては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において検察官に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。	附 則 （検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例） 第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（次条及び附則第四条において「特例期間」という。）においては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において検察官に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。